

# I. 強電関係

## 1. 電気設備工事技術者の資格について

### (1) 資格の種類とその対象業務

社団法人日本船舶電装協会（以下「当協会」という。）が制定している電気設備工事技術者の資格（強電）の種類及びその対象業務は、次のとおりです。

資格の種類	対 象 業 務
① 船 舶 電 装 士	500 V未満の装備工事（無線に関する装備工事を除く。以下同じ。）のうち工事及び試験並びに <u>小型船舶の設計・検査</u> に関する作業技術の業務
②主任船舶電装士	500 V未満の装備工事に関する作業技術の主任業務
③船舶電装管理者	電圧に制限なく装備工事に関する技術全般の総括業務

このうち、①の船舶電装士は、主として現場における装備工事（工事及び試験に限る。）に携わり、その工事を行う作業員を直接監督すると共に小型船舶に対する設計及び検査を行う技術者に対する資格であり、②の主任船舶電装士は、①に掲げる業務のほかに20 GT以上の船舶の設計や検査の監督に携わる技術者に対する資格です。また、③の船舶電装管理者は、大型船、高圧電気設備等特別な技量、管理を必要とする船舶を含むものの諸作業、自主検査の装備工事全般に亘り、総括的管理責任を有する技術者に与えられる最高の資格です。

### (2) 資格の取得方法

上記の各資格を取得するためには、当協会で実施する所定の講習を修了し、検定試験に合格する必要があります。なお、各資格の検定試験には、表 1.1にあるように受験資格が定められています。また検定試験の対象者は当協会の会員事業場に所属する従業員に限られています。

これを以下に分かり易く説明します。

#### ① 船舶電装士の受験資格について

中学校卒以上の学歴があり、更に学歴に応じて定められている所定の船舶電気装備工事の経験年数があれば、初級講習を受講修了することにより、船舶電装士の受験資格ができます。

学歴に応じて定められている所定の船舶電気装備工事経験年数とは次のようなものです。なお、経験年数は当該試験実施年度の4月1日現在のを含んだ年数としています。主任船舶電装士及び船舶電装管理者についても同じです。

- (イ) 中学校卒：3ヶ年以上
- (ロ) 普通高校卒：2ヶ年以上
- (ハ) 工業高校電気専門課程卒：1ヶ年以上

(注) (1) (ロ)の普通高校の範囲には、工業高校電気専門課程以外のすべての高校、学科が含まれます。また、大学及び工業高等専門学校の電気専門課程以外のすべての学科も含まれます。

- (2) (ハ)の工業高校電気専門課程の範囲には、専修学校の電気工事科及び職業訓練校の電気機器科、電気工事科、発電電科又は送配電科が含まれます。また大学、短大、工業高等専門学校のそれぞれ電気専門課程も含みますが、これらの卒業者は、船舶電装士の資格がなくても、主任船舶電装士を受験するこ

とができます。

なお、陸上の電気工事士資格を有している者については、船舶電気装備工事経験年数を軽減する規定があり、学歴のいかんを問わず、1年以上の経験があればよいこととなっております。

## ② 主任船舶電装士の受験資格について

主任船舶電装士は、船舶電装士を取得してから所定の船舶電気装備工事経験年数を経た人及び大学、又は工業高等専門学校 of それぞれ電気専門課程を卒業して所定の船舶電気装備工事経験年数を経た人が受験できるもので、中級講習を受講し修了することが必要です。

ここでいう所定の船舶電気装備工事経験年数は次のとおりです。

(イ) 船舶電装士の資格保有者：船舶電装士を取得してから2ヶ年以上（船舶電気装備工事の通算経験年数が10年以上の者は1ヶ年以上）

(ロ) 大学・電気専門課程卒：1ヶ年以上

(ハ) 工業高等専門学校（短期大学を含む）・電気専門課程卒：2ヶ年以上

(注) (1) ここでいう工業高等専門学校とは、修業年限5年以上のものに限られています。

(2) (ハ)の工業高等専門学校の電気専門課程の範囲には専修学校の電気工学科及び職業訓練短大の電気科も含まれます。

なお、陸上電気関係の国家資格（電気主任技術者）を有している者については船舶電気装備工事経験年数を軽減する規定があり、第3種（第2種／第3種）電気主任技術者の資格を持っていれば、船舶電装士取得後1年以上の経験年数で、また、工業高等専門学校の電気専門課程卒の者は1年以上の経験年数で受験資格が与えられます。

## ③ 船舶電装管理者の受験資格について

船舶電装管理者は、主任船舶電装士を取得した人の中から、所定の船舶電気装備工事監督業務経験を経た人だけが受験できる資格で、他の資格と同様に、上級講習を受講し修了することが必要です。

所定の船舶電気装備工事監督業務経験とは、「船舶電気装備に関する設計、工事（整備、修理を含む。）及び自主検査に従事する人員を直接監督する者のうちから当該業務に対して責任を有するものとして選任された者で、少なくとも課長又はそれと同等以上の職責を有し、かつ、その職務に主任船舶電装士取得後4年以上就いていること。」となっております。

なお、陸上電気関係の国家資格（電気主任技術者）を有している者については、経験年数を軽減する規定があり、第3種電気主任技術者の資格を持っていれば、主任船舶電装士取得後3ヶ年以上、第2種電気主任技術者又は第1種電気主任技術者の資格を持っていれば、主任船舶電装士取得後2ヶ年以上でよいことになっています。

以上に説明した受験資格を、表1.1「船舶電気装備工事技術者の資格標準」とその「別記1」及び「別記2」に示します。また、表1.1を分かり易く図表で表したものが表1.2です。

表 1. 1 船舶電気装備工事技術者の資格標準

資格	対象業務	受験資格			備考
		学歴及び資格	経験年数	講習	
1 船舶電装士	電気装備技術《装備工事（無線設備に関する装備工事を除く。以下この表において同じ。）のうち工事及び試験並びに <u>小型船舶の設計・検査に関する作業技術の業務</u> 》 500 V 未満	工業高校卒	1ヶ年以上	初級講習	1. 学歴欄の大学（工）、工業高等専門学校、工業高校は、それぞれ電気関係の専門課程卒業又はこれに準ずると認められるものである。 (以下、別記1において同じ。) 2. 電気工事士又は電気主任技術者の資格を有する者及び船舶電気装備工事の経験を通算10年以上有する船舶電装士の資格保有者に対しては、経験年数は別記1によることができる。 3. 経験年数のうち監督業務の内容については別記2のとおりとする。
		普通高校卒	2ヶ年以上		
		中学校卒	3ヶ年以上		
2 主任船舶電装士	電気装備技術主任（装備工事に関する作業技術の主任業務） 500 V 未満	大学（工）卒	1ヶ年以上	中級講習	
		工業高等専門学校卒	2ヶ年以上		
		船舶電装士の資格を有する者	2ヶ年以上		
3 船舶電装管理者	電気装備技術統括（装備工事に関する技術全般の統括業務） 制限なし	主任船舶電装士の資格を有する者	4ヶ年以上船舶電気整備工事の監督業務に従事していること	上級講習	

- (注) (1) 専修学校の電気工事科卒及び職業訓練校の電気機器科、電気工事科、発変電科又は、送配電科卒業の者は工業高校電気専門課程卒に準ずる者と認められている。
- (2) 専修学校の電気工学科及び職業訓練短大の電気科卒の者は工業高等専門学校電気専門課程卒業に準ずる者と認められている。

## 別記 1

表 1. 1 の備考 2 の経験年数は、次のとおりとする。

受験しようとする資格	所有している陸上関係の資格又は通算経験年数	学歴又は資格	最低経験年数(年)
船舶電装士	電気工事士		1
主任船舶電装士	第3種電気主任技術者 第2種       "       " 第1種       "       "	船舶電装士 工業高等専門学校	1
	船舶電気装備工事の通算経験年数10年以上	船舶電装士	1
船舶電装管理者	第3種電気主任技術者	主任船舶電装士	3
	第2種       "       " 第1種       "       "	同上	2

## 別記 2

表 1. 1 の備考 3 の監督業務の内容は、船舶電気装備に関する業務（設計、工事（整備及び修理を含む。）及び自主検査等をいう。）に従事する人員を直接監督する者のうちから当該業務に対して責任を有するものとして選任された者であって、少なくとも課長又はそれと同等程度以上の職責を有する者とする。

表 1.2 船舶電気装備工事技術者の資格標準

受けるべき 講習 学 歴 資 格	初 級			中 級			上 級		
	船舶電装士			主任船舶電装士			船舶電装管理者		
中 学 校 卒	← 経験年数 3年 →			← 経験年数 2年 →			← 経験年数 課長以上4年 →		
普 通 高 校 卒	← 高 校 3年 (1年) →			← 同 上 2年 →			← 同 上 4年 →		
工 業 高 校 卒 (電気専門課程)	← 高 校 3年 (2年) →			← 同 上 1年 →			← 同 上 2年 →		
工 業 高 等 専 門 学 校 卒 (電気専門課程)	← 工業高等専門学校 5年 (3年) →			← 同 上 2年 →			← 同 上 4年 →		
大 学 (工) 卒 (電気専門課程)	← 高 校 7年 (4年) →			← 大 学 1年 →			← 同 上 4年 →		

(注) ( ) 内の年数は、学業修得換算年数 (学業の修得年限を基礎的学力を含む船舶の電装工事に必要な専門知識の習得年限に換算した年数) を示す。

### (3) 講 習

当協会の講習を受講できる人は当協会会員の事業場に所属する従業員又は会長が  
適当と認める事業場（非会員等）に所属する従業員です。

講習は資格別に次表により行います。

資 格 の 種 類	講 習 の 種 類
船 舶 電 装 士	初 級 講 習
主任船舶電装士	中 級 講 習
船舶電装管理者	上 級 講 習

講習は、いずれも通信講習によって、次のとおり実施しています。

#### ① 初級講習

初級講習は、船舶電装士としてふさわしい知識及び技能を修得するために受講する講習ですが、受験目的でなく、技術向上のため初級程度の勉強をしようというだけでも差し支えありません。

講習は、通信講習用に作成された4冊の指導書を使って行いますが、受講者が働きながらでも初級程度の勉強ができるよう、読んで分かり易いように工夫された指導書になっております。

受講者は約3ヶ月間の通信講習期間内に、これらの指導書を読んで勉強し、それぞれ指導書に添えられてある添削問題に解答し、当協会に提出、添削指導を受けることになっております。

なお、指導書の中でよくわからない点については、文書又は電話等でお問い合わせ下されば担当の指導技師が回答致します。

#### ② 中級講習

中級講習は、主任船舶電装士にふさわしい知識及び技能を修得するために受講する講習です。初級の場合と同じように、受験目的だけでなく技術向上のため、より進んだ勉強をしようというだけでも差し支えありません。

勉強の仕方、添削指導等講習の進め方は初級の場合とまったく同じです。

#### ③ 上級講習

上級講習は、船舶電装管理者にふさわしい知識及び技能を修得するために受講する講習です。

この講習も通信講習により、勉強の仕方、添削指導等講習の進め方は初級の場合と同じです。

以上の講習の実施予定を次表に示します。

講習の種類	通信講習期間	受験対象者資格
初級講習	3ヶ月間 (通例、毎年6月末 より9月上旬まで)	船 舶 電 装 士
中級講習	同 上	主任船舶電装士
上級講習	同 上	船舶電装管理者

\*通信講習期間は変更されることもあります。

なお、講習には、その種類に応じ次の指導書が教材として使われます。

◦ 初級講習

(イ) 電気設備概論編

(ロ) 電気機装工事編

(ハ) 電気工学の基礎編

(ニ) 電気機器編

◦ 中級講習

(イ) 電気計算編

(ロ) 電気設備技術基準編

(ハ) 電気機装設計編

(ニ) 試験・検査編

◦ 上級講習

(イ) 電装生産管理編

(ロ) 自動制御と遠隔制御編

(ハ) 高圧電気設備編

(ニ) SOLAS条約と国内関連法規編  
(電気設備)

**(4) 講習の受講申込み**

受講を希望する人が所属する事業者は、受講する講習の種類に応じ、様式 1.1～1.3 の申込書に必要事項を記載し、受講者の顔写真(2枚)を貼付のうえ受講料を添えて当協会に申し込んで下さい。

様式 1. 1

※ 受講番号

※ 受験番号

初級（電装士）講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）						
平成 年 月 日						
申 込 者	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	本人氏名	印	役職名			
	(所属事業場名)					
	(代表者氏名)	印				
	(所在地)					
	(連絡担当者)	(電話番号)				
技能手帳の有無・手帳番号		有 ( 手帳番号 S ) ・ 無				
学 歴	卒業学校名	学 部	学 科	卒業年月		
				年 月		
				年 月		
陸上電気関係の保有資格の名称			取得年月 年 月			
船舶電気装備工事の通算経験年数		(平成 年 4 月 1 日現在) 年				
[会員のみに] 同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。						
<input type="checkbox"/> 船舶電装士検定試験を申し込む						
受験希望地 (一ヶ所を○で囲んで下さい)						
顔写真貼付欄 (非会員は貼付不要)  ・申込み前6ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの(縦4cm・横3cm)  ・写真の裏面に氏名を記入して下さい		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px;">                             上端のりづけ                               [講習用]                         </td> <td style="width: 50%; text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px;">                             上端のりづけ                               [検定試験用]                         </td> </tr> </table> <p>※ 顔写真は講習用・検定試験用に各1枚(計2枚)を貼付して下さい。</p>			上端のりづけ  [講習用]	上端のりづけ  [検定試験用]
上端のりづけ  [講習用]	上端のりづけ  [検定試験用]					
受講料及び受験料 (金額は消費税込み)		受講のみの方 : 12,000円(非会員は24,000円) 受講及び検定試験の方: 17,000円 別途送金の場合: 送金予定日 月 日(銀行振込・郵便振替)				

この「申込書」にご記入いただいた個人情報 は 厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。



様式 1. 2

※ 受講番号

※ 受験番号

中級（主任）講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）				
平成 年 月 日				
申 込 者	ふりがな 本人氏名	印	生年月日	年 月 日
	(所属事業場名) (代表者名) (所在地) (連絡担当者)		印	(電話番号)
技能手帳の有無・手帳番号		有 ( 手帳番号 S ) ・ 無		
学 歴	卒業学校名	学 部	学 科	卒業年月
				年 月
陸上電気関係の保有資格の名称		取得年月 年 月		
船舶電気装備工事の通算経験年数		(平成 年 4 月 1 日現在) 年		
船舶電装士の取得年月		年 月	船舶電装士取得後の 電気装備工事の経験年数	(4 月 1 日現在) 年
[会員のみに] 同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。				
<input type="checkbox"/> 主任船舶電装士検定試験を申し込む				
受験希望地 (一ヶ所を○で囲んで下さい)				
顔写真貼付欄 (非会員は貼付不要)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">                 上端のりづけ  [講習用]             </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">                 上端のりづけ  [検定試験用]             </div> </div> <p>※ 顔写真は講習用・検定試験用に各 1 枚（計 2 枚）を貼付して下さい。</p>			
受講料及び受験料 (金額は消費税込み)	受講のみの方 : 12,000円 (非会員は24,000円) 受講及び検定試験の方: 17,000円 別途送金の場合: 送金予定日 月 日 (銀行振込・郵便振替)			

この「申込書」にご記入いただいた個人情報 は 厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

様式 1. 3

※ 受講番号

※ 受験番号

上級（管理者）講習 受講申込書（兼 検定試験受験願書）			
平成 年 月 日			
申 込 者	ふりがな		生年月日
	本人氏名	印	役職名
	(所属事業場名)		
	(代表者名) 印		
(所在地)		(電話番号)	
技能手帳の有無・手帳番号		有 ( 手帳番号 S ) ・ 無	
陸上電気関係の保有資格の名称		取得年月 年 月	
主任船舶電装士の取得年月		年 月	
船舶電気装備工事に 関する監督業務の経歴	役職名（又は職務内容）	就任年月	在任期間
		年 月	年 月
	(現職)	年 月	年 月
[会員のみのみ] 同時に検定試験も申し込む方は、下記 □に○印を付け、受験希望地をご記入下さい。			
□ 船舶電装管理者検定試験を申し込む			
受験希望地 (一ヶ所を○で囲んで下さい)			
顔写真貼付欄 (非会員は貼付不要)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">                 上端のりづけ  [講習用]             </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">                 上端のりづけ  [検定試験用]             </div> </div>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込み前6ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの（縦4cm・横3cm）</li> <li>・写真の裏面に氏名を記入して下さい</li> </ul>	※ 顔写真は講習用・検定試験用に各1枚（計2枚）を貼付して下さい。		
受講料及び受験料 (金額は消費税込み)	受講のみの方 : 12,000円 (非会員は24,000円) 受講及び検定試験の方 : 17,000円 別途送金の場合: 送金予定日 月 日 (銀行振込・郵便振替)		

この「申込書」にご記入いただいた個人情報 は 厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

**(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出**

講習の受講手続きを完了した場合は、受講者が所属する事業者あてに指導書を送付します。

初級、中級、上級各講習を受講される人は、それぞれの指導書で学習し、指導書に添えてある添削問題に解答して、これを当協会に提出して下さい。なお添削問題には提出期限を記載していますので、これを厳守して下さい。

**(6) 講習の修了**

初級、中級、上級各講習については、通信講習を受講した場合に講習は修了します。

**(7) 講習の修了証明**

当協会が実施する初級講習、中級講習、航海用レーダー等講習又は無線設備講習のうちいずれかの講習をはじめて受講し、修了した人には、技能手帳を交付します。

従って、技能手帳は強電と弱電の区別はなく共通のものになっています。

この技能手帳は、その後検定試験に合格したときや資格を更新したとき、更に他の講習を修了したときに、その都度資格証、資格更新証又は講習修了証を貼り足していくもので、これを所持している人の受講履歴、資格履歴が一冊ですべてわかるようになっていますので大切に保管して下さい。

また、過去に受講履歴のある人（従って技能手帳をすでに持っている人）が、他の講習を受け修了した場合は、講習修了証を交付します。

この修了証（様式 1.5）は、技能手帳貼付用のものですから、必ず技能手帳の修了証紙貼付欄にこれを貼って下さい。

なお、会員以外の講習修了者には技能手帳や講習終了証を交付せず、別に修了証書を交付することになっています。

様式 1. 4

<p><b>技 能 手 帳</b></p> <p style="font-size: small;">社団法人 日 本 船 舶 電 装 協 会</p>
---

<p>写 真</p>	No. _____
氏 名	_____
(生年月日) 年 月 日生	_____
(事業場名)	_____
(1)	

<p><b>技 能 手 帳</b></p> <p>本手帳は「船舶電気装備技術者の資格等に関する規程」により交付する</p>	<p>年 月 日</p>
<p>交付年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>発行者 東京都港区虎ノ門1丁目11番2号 社団法人 日本船舶電装協会 会 長</p>	(2)

<p><b>注意及び参考事項</b></p> <p>(社)日本船舶電装協会</p>	<p>(1) 本技能手帳は、強電、弱電のいずれかの講習をはじめて修了したときに交付するもので、強電と弱電に共通して使用しません。</p> <p>(2) 次の場合には新たに証紙を交付します。技能手帳の所定の欄貼付して下さい。</p> <p>(イ)新たに他の講習を修了したとき</p> <p>(ロ)資格を取得したとき</p> <p>(ハ)資格更新研修を修了したとき</p> <p>(3) 次の場合には、所属事業場の事業主を通じ、文書により再交付又は書換えを申請してください。</p> <p>(イ)紛失したとき及び汚損などにより使用不能になったとき(使用不能で)</p> <p style="text-align: center;">( 3 )</p>
---	---

<p>再交付を申請する場合及び紛失した手帳の所在が分かった場合は、もとの手帳を協会に返還して下さい</p> <p>(ロ)姓名等記載事項に変更を生じたとき(もとの手帳は協会に返還して下さい)</p> <p>(4) 本技能手帳所持者が、所属事業場を退職したときは、すみやかにこの手帳を協会に返還して下さい。</p> <p>(5) 本技能手帳は、他人に貸与したり、譲渡したりすることはできません。</p> <p>(6) 技能手帳の写真に割印のないもの及び記載事項に当協会の押印のない訂正、抹消があるものは無効です。</p> <p style="text-align: center;">(4)</p>	<p><b>受 講 履 歴</b></p> <p>修了証紙貼付欄</p> <p style="text-align: right;">(5) ~ (10)</p>
---	---

<p><b>資 格 履 歴</b></p> <p>資格証紙貼付欄</p> <p style="text-align: right;">(13) ~ (18)</p>	<p><b>資 格 更 新 履 歴</b></p> <p>資格更新証紙貼付欄</p> <p style="text-align: right;">(21) ~ (30)</p>
--	--

<p><b>資 格 履 歴</b></p> <p>資格証紙貼付欄</p> <p style="text-align: right;">(13) ~ (18)</p>	<p><b>資 格 更 新 履 歴</b></p> <p>資格更新証紙貼付欄</p> <p style="text-align: right;">(21) ~ (30)</p>
--	--

様式 1. 5

<u>講 習 修 了 証</u>
氏 名 _____
所属事業場名 _____
講習の種類 _____
上記のとおり講習を修了したこ とを証明する。
平成 年 月 日
社団法人 日本船舶電装協会

(8) 検定試験

検定試験は、講習の修了後に行われ、対象者は当協会会員の事業場に所属する従業員に限ります。検定試験は、原則として筆記試験、口述試験及び実技試験の3科目で行われます。

筆記試験は、指導書の範囲内から出題されますが、船舶電装士の実技試験は簡単な電装作業の実技が課されることになっております。

なお、口述試験は、短時間ですが、受験者の知識、経験、技術、あるいは人柄等を判断し資格者としてふさわしい人であるかどうかを判定するための重要な試験です。

(9) 検定試験の受験申込み

検定試験を受験する人が所属する事業者は、様式 1. 1～1. 3又は様式 1. 6 の受験願書に必要事項を記載のうえ受験料を添えて当協会に申し込んで下さい。

様式 1. 6

※ 受験番号

船舶電気装備技術資格者検定試験 受験願書 (検定試験のみ申し込む場合に使用して下さい)				
平成 年 月 日				
申 込 者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	本人氏名	印	役職名	
	(所属事業場名) (代表者名) (所在地) (連絡担当者)	印   (電話番号)		
技能手帳の有無・手帳番号		有 ( 手帳番号 S ) ・ 無		
申し込む検定試験の種類 (いずれか1つを○で囲んで下さい)				
1. 船舶電装士 2. 主任船舶電装士 3. 船舶電装管理者 4. 航海用レーダー整備士 5. 航海用無線設備整備士				
受講履歴 (○で囲み、受講年度を記入)		初級講習・中級講習・上級講習・ レーダー等講習・無線設備講習		年度 修了又は 修了見込み
受験希望地 (一ヶ所を○で囲んで下さい)				
顔写真貼付欄  ・ 申込み前6ヶ月以内に上半身・正面・脱帽にて撮影したもの (縦4cm・横3cm)  ・ 写真の裏面に氏名を記入して下さい		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           上端のりづけ         </div> <p>※ 複数の検定試験を申し込む方でも、顔写真は1枚を貼付して下さい。</p>		
受験料 (金額は消費税込み)		検定試験1種類につき 5,000円 別途送金の場合：送金予定日 月 日 (銀行振込・郵便振替)		

(注) 1：1人で複数の検定試験を申し込む場合は、検定試験の種類ごとに提出して下さい。


2：受講と検定試験を同時に申し込む方は、この用紙を使わずに受講申込書・受験願書兼用の用紙を使用して下さい。

この「申込書」にご記入いただいた個人情報は厳重に管理取扱いを行い、船舶電気装備技術者の資格の運用に関する用途以外には一切使用いたしません。

(10) 資格証明書及び資格証の交付

検定試験に合格した人には、様式 1. 7 の資格証明書と様式 1. 8 の資格証を交付します。資格証は、技能手帳貼付用のものですから、必ず技能手帳の資格証貼付欄にこれを貼って下さい。

様式 1. 7

<p>船舶電気装備技術者資格証明書</p>	
<p>氏 名 生 年 月 日 所 属 事 業 場 名</p>	
<p>資格の名称 登 録 番 号 登 録 年 月 日 資格の有効期間</p>	
	<p>から まで</p>
<p>船舶電気装備技術者の資格等に関する規程第 8 条の規定により交付する。</p>	
	<p>年 月 日 社団法人 日本船舶電装協会 会 長</p>
	<p> 印</p>
<p>資格更新の状況 (シール貼付欄)</p>	
(1)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)

様式 1. 8

<u>資 格 証</u>				
氏 名				
所属事業場名				
資格の種類				
登録番号				
資格取得年月日	平成	年	月	日
資格の有効期限	平成	年	月	日
上記のとおり証明する。				
平成 年 月 日				
社団法人 日本船舶電装協会				

(11) 資格の有効期間及び資格の維持

検定試験に合格して取得した資格の有効期間は、「船舶電気装備技術者の資格に関する規程」において、取得した日から4ヶ年間で定められています。これは、資格者に交付する資格証明書に記載されています。

従って、その資格を、維持するためには、有効期間内に資格を更新する手続きをしなければなりません。この手続きが(12)で述べる資格更新研修で、この研修を受けることにより更に4ヶ年間資格を維持することができます。

例えば、平成20年3月31日に資格の有効期間が満了する人は、平成19年度の資格更新研修を受講して頂くことになります。

なお、更新研修は、4年以内に受けることになっておりますので1年目、2年目で受けても差し支えありませんが、その場合更新後の有効期間は、更新時点から4ヶ年間となりますのでこの点に留意して下さい。

(12) 資格更新研修

前項で述べたように、資格者は資格の有効期限内に資格更新研修を受けて資格を更新しなければなりません。この研修は、通信研修方式により次の要領で実施することになっています。

① 研修の実施方法

(イ) 研修は資格更新研修用テキストを使って行いますが、このテキストは、船舶設備関係法令及び規則等を収録し、働きながらでも勉強ができるよう分かり易く解説したものです。

(ロ) 研修受講者は、毎年10月から12月頃までの約3ヶ月間の通信研修期間内に



このテキストを読んで勉強し、テキストに添えてある添削問題に解答して当協会に提出、添削指導を受けることになります。

(ハ) 添削問題の解答が一定の水準に達していない受講者については、~~東京で再研修を受けて再提出して頂く~~こととなります。該当する受講者には、添削答案を返却する際にその旨を通知します。

② 資格更新対象者への通知

資格の有効期間が満了する年度に該当する資格者に対しては、研修実施予定日のおおむね1ヶ月前までに所属事業主を通じて資格更新研修のご案内をします。

③ 資格更新研修の申込み

資格更新研修を受講する人が所属する事業者は、様式 1.9 の申込書に受講者名、資格の種類等を記載のうえ、受講者の技能手帳（顔写真が出ている頁）の写し及び受講料を添えて当協会に申し込んで下さい。

この場合、申込書の受講者名は受講者本人の自筆で記載することが必要となります。ただし、受講者名自筆を当協会に登録してある場合は、自筆以外の方法で受講者名を記載できます。

④ 自筆の登録

受講者名の本人自筆を登録する場合は、別掲様式 1.9 の申込書の自筆氏名記入欄に受講者本人の自筆で記入し、当協会に申し込んで下さい。

⑤ 研修用テキストの送付及び添削問題の提出

資格更新研修の手続きを完了した場合は、受講者が所属する事業者宛に研修用テキストを送付します。

受講者はこのテキストで勉強し、テキストに添えてある添削問題に解答して、これを当協会に提出して下さい。

この場合、添削問題の解答は受講者本人の自筆で記載する必要があります。自筆以外の方法で解答した場合は、その解答は無効となりますのでご注意ください。

**(13) 船舶電装士の資格更新研修（平成 22 年度～25 年度迄の暫定措置）**

検査の方法附属書Hが改正（平成 22 年 5 月 17 日付 国海査第 92 号）され、船舶電装士の技能内容に“20GT 未満の船舶に対する設計及び検査を行い、当該自主検査に関し責任を有する者”が追加されました。

そのため、平成 22 年度からの船舶電装士の通信講習及び検定試験には上記技能内容を追加した指導書となっています。

平成 21 年度迄に船舶電装士の資格を取得された方は、上記技能内容を取得のため、別冊の“電気機装設計及び試験検査”のテキストに添えてある添削問題に解答して、これを当協会に提出して下さい。

詳細内容については上記 (12)①～⑤と同様です。

様式 1. 9

資格更新研修申込書（兼 自筆登録申込書）

社団法人 日本船舶電装協会 御中

事業場名：

所在地：

電話番号：

連絡担当者：

次の通り、平成 年度の資格更新研修を受講したいので、  
受講料（ 名分 円）を添えて申し込みます。

受講対象者氏名	資格の種類 登録番号	自筆登録 いずれか○	自筆氏名記入欄	備 考
(例) 電装太郎 S 9 9 9 9	(例) 主任	有・無・不明		
		有・無・不明		
		有・無・不明		
		有・無・不明		

実施要領をよくお読みになった上、ご記入下さい。

⑥ 資格更新研修の修了

通信研修の結果、一定の水準に達していると認められた場合は、資格更新研修は修了します。

また、再研修を受講した人について一定の水準に達していると認められた場合は、資格更新研修は修了します。

⑦ 資格更新証の交付

資格更新研修を修了した資格者に対しては、次のような方法で資格の有効期限を書換えます。

(イ) 資格更新証（資格証明書貼付用）の交付

資格更新研修を修了した人に対しては、資格証明書貼付用として資格の有効期限を書換えた資格更新証を交付します。

この証紙（様式 1.10）は、資格証明書貼付用のものですから、必ず資格証明書（様式 1.7）の下段の資格更新証紙貼付欄にこれを貼って下さい。

これにより資格証明書の有効期間が書換えられたことになり、4年間資格を維持することができます。以降、資格更新ごとに上述の手続を繰返すこととなりますが、この証紙の貼付欄に空欄がなくなった資格者には新たに資格証明書を書換えて交付します。その後証紙の貼付欄がなくなるまで資格更新ごとに、上述の方法で資格証明書の有効期限を書換えることとなります。

様式 1. 10

[会社名]	
氏 名	
資格の種類	
登録番号	
下の部分をはがして、 資格証明書のシール貼付欄に貼付して下さい	
更新後の 有効期限	平成 年 月 日

(ロ) 資格更新証（技能手帳貼付用）の交付

資格更新研修を修了した人に対しては、更に技能手帳貼付用として資格の有効期限を書換えた資格更新証を交付します。

この証紙（様式 1.11）は技能手帳貼付用のものですから必ず技能手帳の資格更新証紙貼付欄に貼って下さい。

様式 1. 1 1

<u>資 格 更 新 証</u>
氏 名
所属事業場名
資格の種類
資格の有効期限
<p>上記のとおり資格を更新した ことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">社団法人 日本船舶電装協会</p>

⑧ 資格更新研修を受けなかった人の取扱い

資格更新研修を受けなかった場合は、原則として資格が消滅することになっていきますが、研修期間中病気や海外出張等のやむをえない理由で受けられなかった人は、特例として研修の受講が一時猶予され、資格を維持することができます。ただし、医師の病気診断書や海外出張時のパスポートの写し等の証明書を添付した理由書を当協会に提出し、許可を受けなければなりません。理由書の様式は任意ですが、必ず代表者の記名、押印をして下さい。

なお、この特例を受けた人は、翌年の研修を受講しなければなりません。この場合の資格の有効期間は前年にさかのぼって4年間となりますので次回の資格更新研修は4年以内ではなく、3年以内に受けなければなりません。

~~(13)~~ 14) 資格者に関する変更の届出

資格者に関し、次のような変更があった場合は、必ず文書により、当協会に届出を速やかに行ってください

- ① 資格者が退職したとき。
- ② 資格者が入社したとき。
- ③ 資格者が氏名を変更したとき。
- ④ 技能手帳記載事項に変更があったとき。
- ⑤ 資格者が死亡したときなど。

(注) (i) ①及び⑤に該当する場合は、資格証明書及び技能手帳を当協会に返還して下さい。

(ii) ②に該当する場合であって転職前の所属事業場が当協会を退会し、1年以内に転職して入社した資格者については、その旨を記載した証明書を添付し、様式 1. 12 により当協会に申請して下さい。

また、転職前の所属事業場を退職し、1年以内に入社した資格者については、その旨を記載した申請書に、転職前の所属事業場の事業主がその者の転職に同意している旨の「同意書」を添えて当協会に提出して下さい。なお、当該期間が1年を超過した場合は、資格が失効しますので注意して下さい。

(iii)③に該当する場合は、資格証明書及び技能手帳の書換えを様式 1.12 により当協会に申請して下さい。

(iv)④に該当する場合は、技能手帳の書換えを様式 1.12 により当協会に申請して下さい。

⑥ 技能手帳並びに資格証明書を紛失した場合は、様式 1.12 により当協会に申請して下さい。

様式 1. 1 2

再交付  
申請書  
書 換

平成 年 月 日

社団法人 日本船舶電装協会 御中

ふりがな	
申請者	印
(所属事業場名)	印
(代表者名)	
(所在地)	
(電 話)	(連絡担当者)

下記のとおり 再交付・書 換 を申請いたします。

① 申請の内容 (該当の記号を○で囲む)	イ. 資格証明の書換え ハ. 技能手帳の書換え ホ. その他 ( )	ロ. 資格証明書の再交付 ニ. 技能手帳の再交付
② 申請の理由		
③ 書換事項		

(注) 1. 紛失以外の場合は、申請の際にもとの資格証明書又は技能手帳を添付して下さい。(紛失したものの住所がわかった場合は、もとのものを変換して下さい。)

2. 技能手帳の再交付(又は置換え)を申請するときは、顔写真2枚(タテ4cm, ヨコ3cm, 胸部より上、申請時から6ヶ月以内に撮影したものに限り)を添付して下さい。

#### (14 15) 資格の取得と船舶電気~~工~~装工事事業場

資格を取得すれば、どのような利点があるのでしょうか。

まず、第一には本人の技術が向上することであると思います。現代は技術時代といっても過言ではありません。技術時代を生きて行くためには、正しい技術、すぐれた技術を修得し、これを推進して行くことが必要であります。近時、各方面において、技術教育が盛んに行われている所以であろうと思います。すぐれた技術によって業務にあたれば、本人は自信をもって仕事をすることができるばかりでなく、安心して仕事をまかせることができます。仕事の能率も、おのずから改善されるでしょうし、顧客の信用も次第に高まっていくでしょう。このことは、効果がすぐ目に見えないのですが、長い目で考えたいものです。

さて、資格者が一定の人数に達し、基準に適った工場設備を備え、かつ、十分な装備工事の実績をもっている事業場は、申請をすれば、管海官庁より「船舶電気装工工事を行う特定の事業場としての証明書」の交付を受けて、いわゆる「船舶電気装工工事事業場」となることができます。

船舶電気装工工事事業場となりますと、船舶検査において、電気設備の立会検査の一部を書類検査だけで済ますことができます。このことは整備工事中や、検査の合理化という点で大きい利点であろうと思いますが、また、そのことによる信用の増大という点も見逃せないと思います。

この船舶電気装工工事事業場（以下「電装認定事業場」という。）のことにつきましては、次に解説したいと思います。

## 2. 電装認定事業場について

### (1) 電装認定事業場とは

電装認定事業場とは、船舶検査の方法附属書H別記1の「船舶電気装工工事事業場の施設及び能力の基準」に適合し、管海官庁から「船舶電気装工工事を行う特定の事業場」としての「証明書」の交付を受けた事業場をいいます。

この電装認定事業場は、定期的検査時等において、電気装工工事を適正に行い、かつ、その自主検査の結果を書類（チェックシート等）で提出することにより、一定の範囲内の船舶の電気設備に関し運輸局（運輸支局又は海事事務所）の海事技術専門官（船舶検査官）及び日本小型船舶検査機構の検査員の立会いが省略されることになっています。

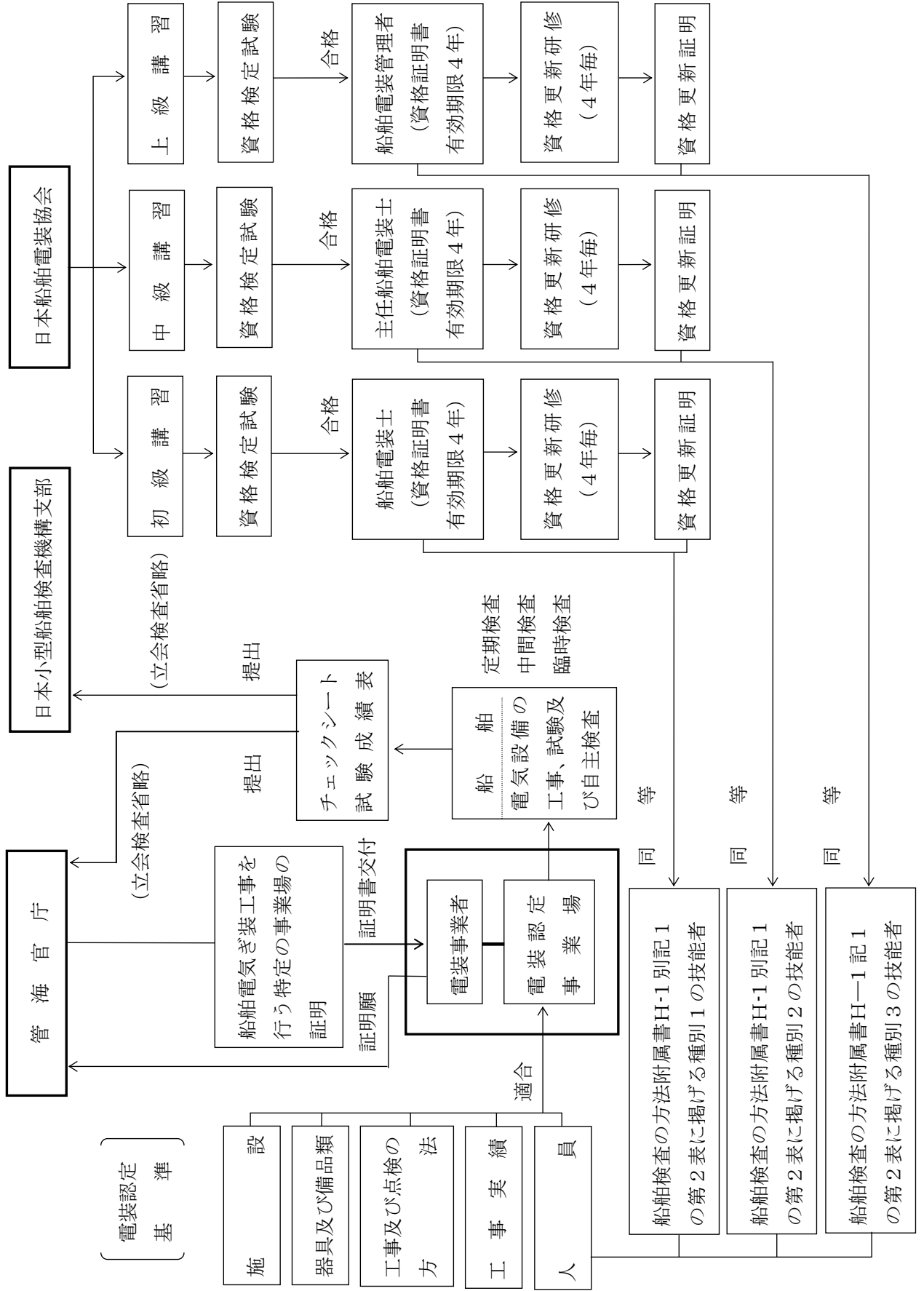
上記関連通達等の抜粋を付録1及び8に掲載します。

なお、電装認定事業場が管海官庁に提出するチェックシート等の用紙は、当協会が準備している「電気機器及び回路のチェックシート」、「船内電気機器効力試験成績表」又は「船内電気機器及び回路の試験成績表（小型船舶、小型漁船用）」を使用して下さい。

これらの概要を表図1.3のフローチャートで示します。

このフローチャートで判りますように、電装認定事業場となるためには当協会が実施している資格を取得することが前提となっています。

図 1. 3 電装認定事業場関係のフローチャート





## (2) 電装認定事業場になるためには

前述のように電装認定事業場になるためには電装認定基準に適合しなければなりません。

この電装認定基準に適合すれば管海官庁に申請して電装認定事業場の証明書の交付を受けることができます。

つまり電装認定事業場になることができます。

この電装認定基準には、人員、施設、器具・備品類、及び実績の4つの要件が定められており、先ずはこの4つの要件を満たすことが電装認定事業場になるための前提条件となります。

それでは、これらの要件について順を追って説明しましょう。

### ① 電装認定事業場となるための4つの要件

#### (1) 人 員

人員については対象船舶別に表1.4の「技能者の所要人員表」で定める技能者によって構成されていなければなりません。この表で判るように対象船舶ごとに技能者(資格者)の所要人員が定められていますので、どのランクに適合するかによって証明を受ける工事区分(対象船舶)を異にします。

表1.4に掲げる技能者の人数算定にあたっては、技能者の種別ごとについて算出した数の小数第1位を四捨五入することになっています。

なお、対象船舶が表1.4中に掲げる200G.T未満の旅客船、漁船等、500G.T未満の貨物船及び100G.T未満の危険物ばら積船であって全作業員が3人以下の事業場は、船舶電装士がいなくても表1.4の基準に適合しているものと認められます。この場合、全作業員は2名(主任船舶電装士1名と作業員1名)以上在籍していればよいことになります。また、ランク小型については船舶電装士1名でよいです。

例えば、ランク1については「総トン数200トン未満の漁船、引き船及び旅客船、総トン数500トン未満の貨物船、並びに総トン数100トン未満の危険物ばら積船」がその対象となりますし、ランク4については、すべての船舶について制度の適用を受けることができます。

管海官庁から交付される証明書には条件として対象船舶が記載されます。

(注) 技能者(資格者)の構成人員が表1.4の「技能者の所要人員表」に示す要件に適合しているかどうかを考える場合、上位の資格者の人員を下位の資格者の人員に充当することができます。ただし、1人の資格者が2つ以上の資格を兼ねることはできません

表 1. 4 技能者の所要人員表

ラ ン ク	対 象 船 舶			資格構成者の構成					
	1	2	3	船舶電装士		主任船舶電装士		船舶電 装管理 者	資格 者の 最低 人員
	旅客船 漁船 その他	貨物船（種 別 1 に掲げ る貨物船を 除く。）	危険物 ばら積船	<u>全技能者中 技能者の 占める割合</u>	最低 人員	<u>全技能者中 技能者の 占める割合</u>	最低 人員		
小型	20 GT 未満	20 GT 未満			1名				1名
1	200 GT 未満	500 GT 未満	100 GT 未満	<del>全作業員の 25%以上</del>		全作業員の 15%以上	1名		1名
2	500 GT 未満	5,000 GT 未満	500 GT 未満	<del>全作業員の 25%以上</del>	<del>2</del> 名	全作業員の 15%以上	<del>1</del> 名		3名
3	5,000 GT 未満	20,000 GT 未満	5,000 GT 未満	<del>全作業員の 25%以上</del>	<del>3</del> 名	全作業員の 15%以上	<del>2</del> 名	1名 以上	6名
4	す べ て の 船 舶			<del>全作業員の 25%以上</del>	<del>4</del> 名	全作業員の 15%以上	<del>3</del> 名	<del>1</del> 名 以上	<del>8</del> 名

注 1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶は対象外となる。

2) 「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

3) 全作業員中技能者の占める割合については、全作業員数が10名を超える場合に適用する。

この場合、「作業員」とは、配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業を行う者をいう。

(ロ) 施設

業務を円滑に行うために次の施設を有することが必要です。

(i) 雨天の場合でも作業が支障なく行える適当な面積の作業場、ただし、ランク小型の事業場においては、本作業場は必要ありません。

(この作業場は、パイプ曲げ、電線端末処理等の作業ができる適当な面積を有するものであり、特に大きさにこだわる必要はありません。)

(ii) 船舶電気ぎ装工事を行うに必要な機器の保管場所

(iii) 試験及び検査を行うに必要な機器を保管するに適当な保管場所

(ハ) 器具・備品類

工事、試験及び検査を行うために次表の設備を備える必要があります。

ランク1～4		ランク小型
工事のための設備	試験及び検査のための設備	試験及び検査のための設備
① ボール盤	① 絶縁抵抗計	① 絶縁抵抗計
② 溶接機	② 電圧計（交流及び直流用）	② AC/DC クランプメータ
③ グラインダー	③ 電流計（ 〃 ）	<u>（電流計（交流及び直流用）及び電圧計（交流及び直流用）でも良い）</u>
④ 携帯用ドリル	④ 回転計	③ 比重計
⑤ 充電器	⑤ 比重計	④ テスター
	⑥ テスター	⑤ 温度計
	⑦ 温度計	⑥ ストップウォッチ
	⑧ ストップウォッチ	

(二) 実績

過去~~4~~5年間において管海官庁、(財)日本海事協会(NK)又は日本小型船舶検査機構(JCI)の検査を受けた新造船が8隻以上(第2回以降の定期検査等を受けた修理船にあっては、3隻を新造船1隻として換算する。)の実績を有することが必要です。

ただし、20GT未満の船舶のみを対象とする事業場としての証明を希望する場合、及び既に証明を受けている事業場(20GT未満の船舶のみを対象とする事業場を除く)がより大型の船舶を対象とする事業場としての証明を希望する場合にあっては、上記の隻数の半数以上の実績を有することが必要です。

前述のように電装認定事業場は、ランク~~1~~小型からランク4まで区分されており、人員及び実績についてはそのランクに対応した資格者の構成人員及び対象船舶の工事実績が必要となります。

従って、更に上のランクを目指す場合は計画性をもって資格者の養成を行う必要があります。ただし、資格者の人数が足りても、実績が足りないとそのランクについての証明を受けることができませんので、注意して下さい。

② その他の要件

更に認定基準には工事及び点検の方法等について次のように定められています。

(イ) 工事の方法

- (i) 工事日程表を作成すること。
- (ii) 工作図、配線図面を作成すること。
- (iii) 工事、試験及び検査を行うために必要な器具の表を作成すること。
- (iv) 取付ける機器の表を作成すること。
- (v) 工事の進行状態をチェックする者を定め、工事の進行状態を把握すること。

(ロ) 点検方法

工事を行った場合は次表の事項について点検ができるようなチェックシートを作成しチェックを行うこと。(当協会が準備している電装認定事業場の「電気機器及び回路のチェックシート」、「船内電気機器効力試験成績表」又は「船内電気機器及び回路の試験成績表(小型船舶、小型漁船用)」(CD版もあり)を使用して下さい。)

対象設備	点検内容
回転機器	作動状態の良否、取付状態の良否、絶縁の良否、機器の破損の有無
配電盤	計器の破損の有無、取付状態の良否、作動状態の良否、絶縁の良否
配線	被覆の破損の有無、電線の取付状態の良否、使用電線の適否、絶縁の良否、接続方法の良否
電熱装置	取付状態の良否、機器の破損の有無、絶縁の良否
小型電気機器	器具の異常の有無、絶縁の良否
照明装置	装置の異常の有無、取付状態の良否、絶縁の良否

(ハ) 書類の作成

電装認定事業場は、船舶ごとに作成した試験及び検査の成績表を保管しておかなければならない。

以上電装認定事業場となるための必要事項について述べましたが、電装認定事業場となるには技能者（資格者）は最低何人必要なのか、資格者の構成人員はどうなるのかを表 1. 4 より確認して下さい。また、検査実績が①の(=)を満足しているかについても確認して下さい。

### 3. 「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き

#### (1) 事業場設備等の実地調査・指導

事業場の人員、施設等が前に述べた認定基準のとおり整い、電装認定事業場になろうとするときは「証明願」を所轄の管海官庁に提出して頂くこととなりますが、この前に、当協会の指導員による事業場設備等の調査・指導を受けて頂かなければなりません。

これは当該事業者が電装認定事業場となるに必要な要件を満足しているかどうか、申請書類は適切かどうかを事前に調査・指導するもので、もし不備な点があれば改善して頂くことになります。

#### (2) 実地調査・指導の申込み

実地調査・指導を受けようとする事業者は次の様式 1. 13 の実地調査・指導申込書に必要事項を記載のうえ指導料を添えて当協会に申し込んで下さい。

平成 年 月 日

## 実地調査・指導申込書

社団法人 日本船舶電装協会 御中

申込者名  
所在地

㊟

下記案件について実地調査・指導を依頼します。

1. 案 件 (1) 事業場名及び事業場所在地

(2) 内 容

2. 担当責任者 所属役職名  
氏 名  
連絡電話番号

3. 指導員派遣希望期間  
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. その他参考事項

注：用紙の大きさはA4判で縦長、横書きにして下さい。

### (3) 「証明願」等の作成・提出

当協会の実地調査・指導が終了しますと、管海官庁に証明願を提出することになります。この提出に際しては以下の①～④の手順で行って下さい。

#### ① 書類の作成

- (イ) 証明願（様式 1. 14）
- (ロ) 会社経歴書（様式 1. 15）
- (ハ) 施設及び設備の詳細（様式 1. 16）
- (ニ) 技能者及び作業員名簿（様式 1. 17）
- (ホ) 電気装備工事作業基準（工事及び点検の方法に関するもの。）（協会に準備してあります。）
- (ヘ) 工事实績（様式 1. 18）

これら書類の作成は、4. の記載要領に従って下さい。

#### ② 当協会へ書類（写）の提出

書類の記入漏れ、誤りなどを当協会でもチェックしますので、①の書類の写し（各1部）を協会に送付して下さい。

もし訂正すべき点があった場合は、協会の担当者の指示に従って訂正し、訂正した書類の写しを再度協会に送付して下さい。

#### ③ 推薦状等の交付

当協会では、上記の手順を経て、誤りのないことを確認したうえで、管海官庁あての「推薦状」及び「電気装備工事作業基準」を願出者に送付します。なお、作業基準は願出者の社内基準として作成され提出する趣旨のものであるため、内容を十分理解し事業場の実情に応じて加除訂正したうえで、表紙に願出者の社名等を記載して下さい。

#### ④ 管海官庁への申請

願出者は、上記①の書類に上記③の推薦状を添えて管海官庁に提出して下さい。

なお、提出部数は、正副各1部です。

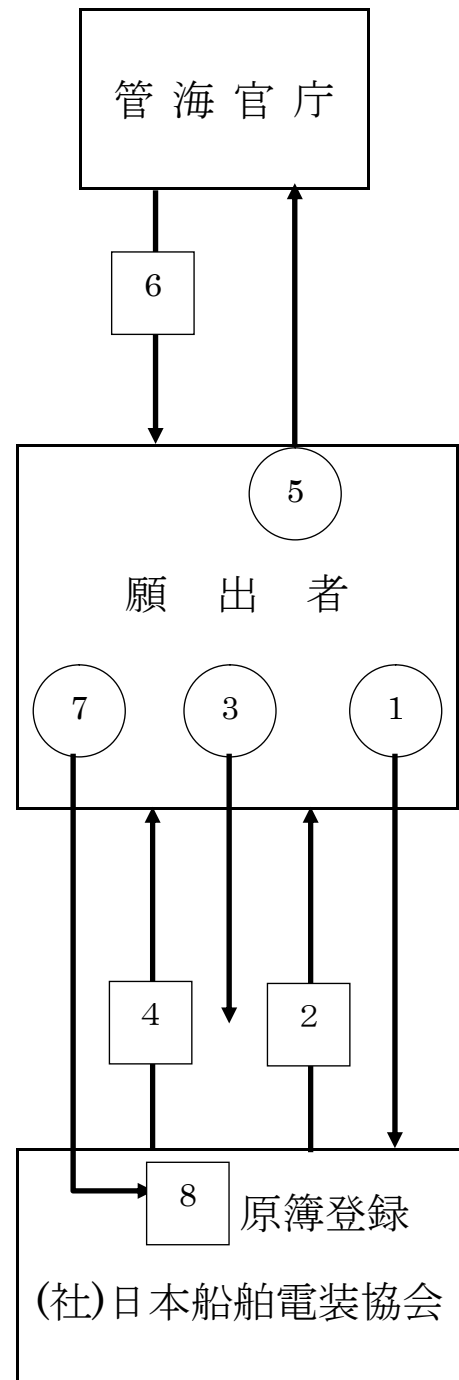
また、自社の控えとして、必ず1部を保管して下さい。

参考として証明書交付申請手続等の手順及び証明願等の様式を以下に掲載します。

[参考]

「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き等の手順

- 1 実施調査・指導申込書と申請書類の下書きを作成し、協会に送付する。
- 2 協会は、実施調査・指導を実施し、下書きをチェックして、願出者に訂正などの指示を与える。
- 3 願出者は、協会からの指示に従って内容を訂正したうえ、申請書類（正）を清書し、その写しを協会に送付する。
- 4 協会は清書された申請書類を再チェックし、会長の推薦状（管海官庁あて）及び電気装備工事作業基準を送付する。
- 5 申請書類一式（正副各1部）を揃え、推薦状を添えて管海官庁に提出する。
- 6 管海官庁が基準に適合していると認めるときには、証明書が交付される。
- 7 願出者は、交付された証明書の写し1部を協会に送付する。
- 8 協会は、電装認定事業場原簿に登録する。



注 ○ は願出者、□ は管海官庁又は協会の業務を示す。

様式 1. 14

## 証 明 願

年 月 日

管 海 官 庁 殿

願出者の氏名又は  
名称及び住所

㊦

下記の事業場及び工事内容について、平成9年6月16日付け海検第40号附属書H別記1に規定する船舶電気装工事事業場の施設及び能力の基準に適合する証明を受けたいので、宜しくお取り計らい願います。

### 記

1. 証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

2. 証明を受けようとする工事区分

船内供給電圧500V未満であって、総トン数〇〇トン未満の漁船、引き船及び旅客船、総トン数〇〇トン未満の貨物船、並びに総トン数〇〇トン未満の危険物ばら積船

注：用紙の大きさは、A4判で縦長、横書きにして下さい。

様式 1. 15



## 会社経歴書

### 1. 社名及び住所

社 名

住 所

### 2. 代表者名

### 3. 会社の沿革

### 4. 規 模

(イ) 資本金又は出資金

(ロ) 機 構 図

(ハ) 従 業 員 数

事務関係 人、 工事関係 人

ただし、工事関係は電気~~機~~装工事従事者に限る。

注：用紙の大きさは、A4判で縦長、横書きにして下さい。

様式 1. 16

施設及び設備の詳細

1. 工場の面積 (㎡) 及び棟数
2. 倉庫の面積 (㎡) 及び棟数
3. 事務所の面積 (㎡) 及び棟数
4. 工場設備

工 事 設 備		試 験 ・ 検 査 設 備	
品 名	数 量	品 名	数 量
1. ボール盤		1. 絶縁抵抗計	
2. 溶接機 (ガス、電気)		2-1 交流電圧計	
3. グラインダー		2-2 直流電圧計	
4. 携帯用ドリル		3-1 交流電流計	
5. 充電器		3-2 直流電流計	
6. その他		<u>3-3 AC/DC クランプメータ</u>	
		4. 回転計	
		5. 比重計	
		6. テスター	
		7. 温度計	
		8. ストップウォッチ	
		9. その他	

注1：施設の面積は電気~~機~~装工事部門に絞って、できるだけ具体的に記入して下さい。

注2：その他の設備は主なるものを記入して下さい。

注3：用紙の大きさは、A4判で縦長、横書きにして下さい。

様式 1. 17

技能者及び作業員名簿

種 別 \ 項 目	氏 名	年 齢	経 験 年 数	最 終 学 歴
船舶電装管理者				
主任船舶電装士				
船 舶 電 装 士				
上記以外の作業員 ( 無 資 格 者 )				

注 1 : 用紙の大きさは、A 4 判で縦長、横書きにして下さい。

注 2 : 記入欄不足の場合は、本紙と同型 (A 4) の用紙で補足して下さい。

注 3 : 船舶電装管理者、主任船舶電装士、船舶電装士の資格証明書 (両面写し)  
を添付すること。

様式 1. 18

## 工 事 実 績

(単位：隻)

	船 種	船 型	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合計
新 造 船	旅客船 漁船 その他	～ 20GT 未満						
		20GT～ 200GT 未満						
		200GT～ 500GT 未満						
		500GT～ 5,000GT 未満						
		5,000GT～						
	貨物船	～ 20GT 未満						
		20GT～ 500GT 未満						
		500GT～ 5,000GT 未満						
		5,000GT～ 20,000GT 未満						
		20,000GT～						
	危険物 ばら積船	～ 100GT 未満						
		100GT～ 500GT 未満						
		500GT～ 5,000GT 未満						
5,000GT～								
修 理 船  第 2 回 以 降 の 定 期 検 査 等	旅客船 漁船 その他	～ 20GT 未満						
		20GT～ 200GT 未満						
		200GT～ 500GT 未満						
		500GT～ 5,000GT 未満						
		5,000GT～						
	貨物船	～ 20GT 未満						
		20GT～ 500GT 未満						
		500GT～ 5,000GT 未満						
		5,000GT～ 20,000GT 未満						
		20,000GT～						
	危険物 ばら積船	～ 100GT 未満						
		100GT～ 500GT 未満						
		500GT～ 5,000GT 未満						
5,000GT～								

注1：「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

注2：用紙の大きさはA4判で縦長、横書きにして下さい。

#### 4. 電装認定事業場の証明願等の記載要領

##### (1) 「証明願」(様式 1.14) の記載要領

① あて先

あて先は管轄の管海官庁とし、管海官庁の長の氏名まで次の例によって記載して下さい。

(記載例) 関東運輸局に証明願を提出する場合

関東運輸局長  
○○○○ 殿

② 願出者の氏名又は名称及び住所

次の例によって記載して下さい。

(記載例)

○○電機株式会社  
取締役社長 ○ ○ ○ ○  
○○県○○市○○町○○番地

③ 証明を受けようとする事業場の名称及び所在地

証明を受けようとする事業場は、本社、支店、出張所等の単位とし、その名称及び所在地を記載して下さい。

④ 証明を受けようとする工事区分

証明を受けようとする工事区分(ランク)に応じ「表 1.4 技能者の所要人員表」に掲げる対象船舶の総トン数を記載して下さい。例えばランク 2 の場合は、次の例によって記載します。

(記載例)

船内供給電圧 500V 未満であって、総トン数 500 トン未満の漁船、引き船及び旅客船、総トン数 5,000 トン未満の貨物船、並びに総トン数 500 トン未満の危険物ばら積船

##### (2) 「会社経歴書」(様式 1.15) の記載要領

① 社名及び住所

次の例によって記載しますが、支店や出張所等を電装認定事業場とする場合でも本社の名称(登記されている名称)と住所を記載して下さい。

(記載例)

社名 ○○電機株式会社  
住所 ○○県○○市○○町○○番地

② 代表者名

(1)の②に記載した本社の代表者名を記載して下さい。

③ 会社の沿革

次の例によって記載しますが、長くなれば別紙に記載し添付して下さい。

証明を受けようとする事業場が支店や出張所等であれば、これらの支店や出張所等の設立年月等についても記載して下さい。

(記載例)

昭和〇〇年〇〇月 〇〇電機商會を創業  
昭和〇〇年〇〇月 株式会社に改組  
昭和〇〇年〇〇月 資本金〇〇万円に増資  
昭和〇〇年〇〇月 〇〇営業所を開設

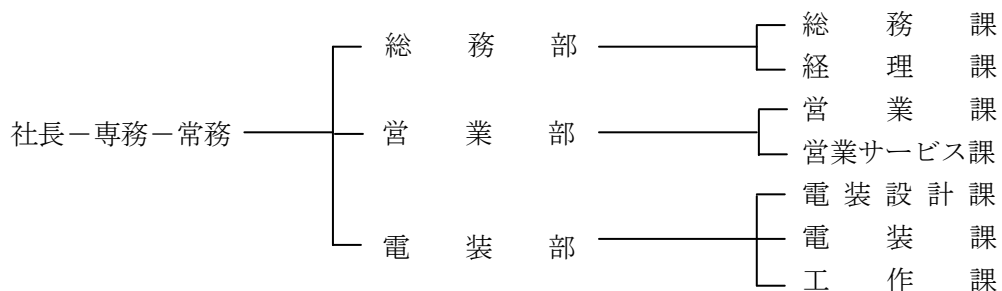
④ 規 模

(イ) 資本金又は出資金 〇〇〇〇円

(ロ) 機 構 図

次の例によって記載して下さい。なお、証明を受けようとする事業場が支店又は出張所等の場合は、本社の方は簡略にし、支店又は出張所の方を詳しく記載して下さい。

(記載例)



(注) 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載し添付して下さい。

(ハ) 従業員数

次の例によって証明を受けようとする事業場における電気~~工~~装工事部門の従業員数を記載して下さい。なお、工事関係の人数は、(4)「技能者及び作業員名簿」(様式 1.17)に記載された合計人数と同数でなければなりません。

(記載例)

事務関係 2 人、工事関係 10 人

(3) 「施設及び設備の詳細」(様式 1.16)の記載要領

次の例によって電気~~工~~装工事部門の工場・倉庫・事務所の床面積 (㎡) 及び棟数並びに工場設備を記載して下さい。

(記載例)

① 工場の面積 (㎡) 及び棟数

300 ㎡          2 棟          別図のとおり

② 倉庫の面積 (㎡) 及び棟数

500 ㎡          2 棟          別図のとおり

③ 事務所の面積 (㎡) 及び棟数

100 ㎡          1 棟          別図のとおり

(注) 工場配置図、設備機器配置図等を別図にして添付して下さい。

④ 工場設備 (例)

工 事 設 備			試 験 ・ 検 査 設 備	
品 名	数量	品 名	数量	
1. ボール盤	1	1. 絶縁抵抗計 電池式 500V	1	
2. 溶接機	1	2. 電圧計 (直流用)	1	
		(交流用)	(1)	
3. グラインダ	1	3. 電流計 (直流用)	1	
4. 携帯用ドリル	1	(交流用)	(1)	
5. 充電器	1	4. AC/DC クランプメータ	1	
6. その他		<del>4</del> <u>5</u> . 回転計	1	
チェンブロック (1 t)	1	<del>5</del> <u>6</u> . 比重計	1	
移動式天井クレーン (3 t)	1	<del>6</del> <u>7</u> . テスター	1	
		<del>7</del> <u>8</u> . ストップウォッチ	1	
		<del>8</del> <u>9</u> . 温度計	1	
		<del>9</del> <u>10</u> . その他		
		抵抗計 0~100Ω	1	
		0~10Ω	1	

※1 その他は必需品ではない。

2 ランク小型の場合は電圧計、電流計に代えてAC/DCクランプメータでも良い。

又、ランク小型の場合はボール盤等の工事設備は不要。

(4) 「技能者及び作業員名簿」(様式 1.17)の記載要領

名簿の合計人数は、(2)④(ハ)の工事関係従業員数と同数となる必要があります。

(5) 「工事实績」(様式 1.18)の記載要領

過去~~4~~5年間において、管海官庁、NK又はJCIの検査を受けた実績のみを、年度別、船種及び船型別に記載して下さい。

5. 「電装認定事業場の証明書」の書換申請について

電装認定事業場の証明書の記載事項に変更を生じた場合は、管海官庁に対し次の要領で書換申請を行って下さい。

(1) 工事区分を変更する場合 (ランク変更)

電装認定事業場で、その後資格者等の変更があり、その工事区分を書換える場合 (ランクを変更する場合) には様式 1.19 の書換申請書に、下記①の添付書類及び②の推薦状を添えて、管海官庁に提出して書換えを受けて下さい。書換申請書及び添付書類の記載要領を③~⑥に示します。

① 添付書類の作成

次の添付書類を作成して下さい。

- (イ) 会社経歴書 (様式 1.15 による。)
- (ロ) 施設及び設備の詳細 (様式 1.16 による。)
- (ハ) 技能者及び作業員名簿 (様式 1.17 による。)
- (ニ) 工事实績 (様式 1.18 による。)(ランクアップの場合のみ)

② 推薦状の交付

管海官庁に書換申請書を提出する前にその写し1部を当協会に提出して下さい。

当協会では記載内容に誤りがないことを確認したうえで管海官庁あての推薦状を申請者に交付します。なお、この推薦状は、ランクアップの場合のみ必要です。

様式 1. 19

書 換 申 請 書

管 海 官 庁 殿

平成 年 月 日

名 称  
代表者名 印  
住 所

船舶電気装工事事業場の証明書の書換えを受けたいので、別紙資料（会社経歴書、施設及び設備の詳細、技能者及び作業員名簿、工事实績）を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 書換えの理由

2. 書換える事項

船内供給電圧 500V未満であって、総トン数 トン未満の漁船、引き船及び  
(旧 トン未満)

旅客船、総トン数 トン未満の貨物船、並びに総トン数 トン未満の危険  
(旧 トン未満) (旧 トン未満)

物ばら積船

注：用紙の大きさは、A4判で縦長、横書きにして下さい。



③ 「書換申請書」(様式 1. 19)の記載要領

(イ) あ て 先

前記 4 (1)① (37 頁) と同じ要領で記載して下さい。

(ロ) 申請者の名称・代表者名及び住所

前記 4 (1)② (37 頁) と同じ要領で記載して下さい。

(ハ) 書換えの理由

「工事区分(対象船舶)変更のため」と記載して下さい。

(ニ) 書換える事項

書換申請する工事区分(ランク)に応じ、「表 1. 4 技能者の所要人員表(26 頁)」に掲げる対象船舶の総トン数を記載して下さい。

また、該当する船舶の旧トン数を(旧 トン未満)内に朱書きして下さい。  
例えばランク 1 をランク 2 に変更する場合は、次の例によって記載します。

(記載例)

船内供給電圧 500V 未満であって、総トン数 500 トン未満の漁船、引き船及び  
(旧 200 トン未満)

旅客船、総トン数 5,000 トン未満の貨物船、並びに総トン数 500 トン未満の危険  
(旧 500 トン未満) (旧 100 トン未満)

物ばら積船。

④ 「会社経歴書」(様式 1. 15)の記載要領

(イ) 社名及び住所

前記 4 (2)①(37 頁)と同じ要領で記載して下さい。

(ロ) 代 表 者 名

前記 4 (2)② (37 頁) と同じ要領で記載して下さい。

(ハ) 会 社 の 沿 革

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更部分を追加して記載して下さい。

(ニ) 規 模

(i) 資本金または出資金

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後のものを黒書し、変更前のものを(旧〇〇円)と朱書きして下さい。

(ii) 機 構 図

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後の機構図を前記 4 (2)④ (38 頁) の要領で記載して下さい。

(iii) 従 業 員 数

次の例によって現在証明書の交付を受けている事業場の電気~~船~~装工事部門の従業員数を記載し、変更前の人数は(旧〇〇人)と朱書きして下さい。

(記載例)

事務関係 2 人、 工事関係 12 人  
(旧 2 人) (旧 10 人)

⑤ 「施設及び設備の詳細」(様式 1. 16)の記載要領

(イ) 工場の面積 (㎡) 及び棟数

変更のない場合は「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後のものを黒書きし変更前のものを（旧〇〇㎡）と朱書きして下さい。

- (ロ) 倉庫の面積（㎡）及び棟数  
（イ）と同じ
- (ハ) 事務所の面積（㎡）及び棟数  
（イ）と同じ

(ニ) 工場設備

変更のない場合は数量の欄に「変更なし」とのみ記載し、変更があれば変更後の設備を記載して下さい。

工場の配置、設備機器の配置等が変る場合は、変更後の工場配置図、設備機器配置図等を添付して下さい。

⑥ 「技能者及び作業員名簿」(様式 1.17) の記載要領

新しい名簿を作成し、前回届け出た名簿を参考のため添付します。

⑦ 「工事实績」の記載要領

工事区分（ランク）ごとに該当する実績を前記 4. (5) (39 頁) の要領で船種及び船型別に記載して下さい。

(2) 事業者の名称又は事業場の名称及び所在地を変更する場合

前記工事区分以外の証明書記載事項を書換える場合は、様式 1.20 の書換申請書に必要事項を記入のうえ管海官庁に提出し、その書換えを受けて下さい。

この場合の提出書類は、書換申請書のみとなります。

ただし事業場を移転する場合は、様式 1.20 の書換申請書に添付書類として施設及び設備の詳細（前掲様式 1.16 による）を添えて下さい。「施設及び設備の詳細」には移転後の工場施設について記載するほか、工場配置図、設備機器配置図等を添付して下さい。

様式 1. 20

書 換 申 請 書

管 海 官 庁 殿

平成 年 月 日

名 称

代表者名

印

住 所

船舶電気装工事業場の証明書の書換えを受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 書換えの理由

2. 書換える事項

(事業者名又は事業場名の変更)

新

旧

(所在地の変更)

新

旧

注：用紙の大きさは、A4判で縦長、横書きにして下さい。

## 6. 「電装認定事業場の証明書」の再交付申請について

電装認定事業場の証明書を滅失又はき損した事業者は、様式 1.21 の再交付申請書に必要事項を記載のうえ管海官庁に提出し、その再交付を受けて下さい。その記載要領を次に示します。

- ① 事業者の名称、代表者名、住所は再交付を受けようとする事業場の事業者について記載して下さい。
- ② 再交付の理由は、できるだけ具体的に、かつ、簡単に（滅失、汚損等）記載して下さい。
- ③ 滅失の場合以外は、申請の際に旧証明書を添付して返還して下さい。

様式 1. 2 1

再 交 付 申 請 書

管 海 官 庁 殿

平成 年 月 日

名 称

代表者名

印

住 所

船舶電気装工事業場の証明書を滅失いたしましたので、下記のとおり再交付申請いたします。

記

1. 再交付を受けようとする事業場名及び所在地
2. 再交付の理由

注 1：滅失の場合以外は、申請の際「旧証明書」を添付し返還して下さい。

注 2：用紙の大きさはA 4 判で縦長、横書きにして下さい。

## 7. 電装認定事業場になった場合の順守すべき事項

管海官庁から電装認定事業場として証明書の交付を受けた場合は、次の事項を確実に実行して下さい。

### (1) 証明書の写しの送付

管海官庁より証明書を交付された場合は、証明書の写し1部を速やかに当協会に送付して下さい。

### (2) 工事及び点検の方法等

#### ① 工事及び点検の方法

電気装備工事作業基準（証明願の添付書類として管海官庁に提出したもの）により電気艀装工事を行ない、当協会発行の「電気機器及び回路のチェックシート」、「船内電気機器効力試験成績表」又は「船内電気機器及び回路の試験成績表（小型船舶、小型漁船用）」を使って試験及び検査を実施して下さい。これらチェックシート等の様式は、付録11に掲載しています。管海官庁に提出するチェックシート等の用紙（CD版もあり）は当協会で準備しています。

#### ② チェックシート等の提出

定期的検査等において前記①に従い工事、試験及び検査を行い、船舶設備規程、小型船舶安全規則等に適合していることを確認した場合は前記①のチェックシート及び試験成績表を管海官庁又は日本小型船舶検査機構に提出して下さい。

#### ③ 書類の保管

船舶ごとに作成したチェックシート、試験成績表を確実に保管して下さい。（船別、年度別にまとめておいて下さい。）

### (3) 変更等による届出

#### ① 管海官庁への届出

証明書の備考(1)の(ロ)の施設及び設備、又は(ハ)の技能者に変更があったときは、その旨管海官庁に届出を行って下さい。

届出の際は、次の様式1.22 変更届を参考にし、変更事項に応じ別紙の「施設及び設備の詳細」（様式1.16(34頁)、記載要領(38頁)参照）又は「技能者及び作業員名簿」（様式1.17(35頁)、記載要領(39頁)参照）を添付して下さい。

また、証明基準に適合しなくなった場合（例えば主任船舶電装士が欠員になった場合又は事業を廃業した場合等）には、証明書を管海官庁に返還するとともに文書によりその旨の届出をして下さい。この場合の届出の様式は任意とします。

#### ② 当協会への届出

前記①における変更の届出を行った場合は、当協会に対してもその文書の写しを速やかに提出して下さい。

### (4) 管海官庁の立入り調査

証明書を交付された事業場に対して、管海官庁の立入り調査が行われることになっております。その時期及び調査内容は、次のとおりですので、電装認定事業場においてはその際、遺漏のないよう取り計らって下さい。

#### ① 時 期

1年ごとに行われますが、調査の際には、前もって管海官庁よりその旨通知されます。

② 調査内容

(イ) 施設の状況

作業場、機器の保管場所

(ロ) 器具、備品類の現状

工事、試験及び検査用設備の現状

(計器の校正等は定期的を実施しておいて下さい。)

(ハ) 技能者（資格者）及び作業員の構成の現状

(ニ) 工事及び点検の方法

工事、試験及び検査の実施状況

(ホ) 書類等の保管状況

試験・検査に関するチェックシート、試験成績表などの保管状況

様式 1. 2 2

変 更 届

管 海 官 庁 殿

平成 年 月 日

名 称  
代表者名 印  
住 所

船舶電気装工事業場の証明書に係る届出について

標記証明書の(備考) (1)に関し下記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

記

1. 変更年月日 平成 年 月 日

2. 変更事項

(施設及び設備の変更) 別紙

又は

(技能者の変更) 別紙

注 1 : 「施設及び設備の変更」、「技能者の変更」は別紙とし、それぞれ新・旧各 1 部添付して下さい。

2 : 用紙の大きさは A 4 判で縦長、横書きにして下さい。